

改正

令和2年3月31日告示第44号

南幌町地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少や少子高齢化が進む中、都市部に生活の拠点を置く人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることを目的として、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、南幌町地域おこし協力隊の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 協力隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動等の地域おこしの支援活動
- (2) 地域資源及び特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (3) 農林業及び観光業の振興に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他町長が必要と認める活動

(任用)

第3条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏又は政令指定都市（条件不利地域を除く。）から本町に移し、かつ、住民票を異動させた者
- (2) 心身が健康で、かつ、地域活性化に意欲的に取り組み、地域協力活動を真摯に推進できる者
- (3) 任用する日において満20歳以上の者で普通自動車運転免許証を所持する者
- (4) 任用期間満了後も本町で就業又は起業をして定住する意欲のある者

(身分)

第4条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(任用期間)

第5条 隊員の任用期間は、南幌町会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和2年南幌町規程

第1号。この条において「規程」という。)の規定にかかわらず、3年以内とする。

(報酬及び勤務条件等)

第6条 隊員の報酬及び勤務条件等は、南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則(令和2年南幌町規則第12号)及び南幌町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(令和2年南幌町規則第11号)の定めるところによる。

(活動経費)

第7条 町長は、第2条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給する。

(町の役割)

第8条 町長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 隊員の活動計画の作成
- (2) 隊員の活動に関するコーディネート
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他隊員が円滑に活動するための支援

(解任)

第9条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間中においても解任することができる。

- (1) 隊員より解任の申し出があったとき。
- (2) 隊員に不良行為が認められたとき。
- (3) 疾病等により、隊員の活動が継続できなくなったとき。
- (4) 南幌町民でなくなったとき。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、隊員の活動に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第44号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。